

会 議 録

会議の名称	平成25年度第13回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成25年9月2日（月）午後4時から午後4時55分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 菱川勝也係長・樋代祐一主事
議題	議案第36号 平成25年9月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第37号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第38号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第39号 裁判員候補者予定者の選定について 議案第40号 検察審査員候補者予定者の選定について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長          本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。          定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第13回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。          本日の議案は5件及びその他でございます。          初めに、議案第36号『平成25年9月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局          それでは、議案の説明をさせていただきます。          資料の1ページをお開きください。          議案第36号『平成25年9月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』御説明いたします。          本案は、公職選挙法第19条（永久選挙人名簿）第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。          2ページに、各投票区別に登録者数を調製しております。          内容につきましては、資料の左側が今回登録となった各投票区別の人数、右側が前回の登録者数、今回の場合は先日執行した参議院議員選挙の平成25年7月3日の選挙時登録のものとなっております。          平成25年6月1日以前に転入届出を行った者及び平成5年9月2日以前に出生した者を新規登録者として登録し、転出後4か月を経過するに至った者、死亡及び職権消除等に該当するものを名簿から抹消しました。</p>	

左側の欄の一番下の合計欄を御覧ください。

以上の内容で計算した結果、平成25年9月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より160人減、女性が前回より123人減、合計で283人減となり、男性78,410人、女性82,895人の計161,305人となるものでございます。

次の3ページは公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿(定時登録)の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第27号)の写し、4ページは公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第28号)の写し、5ページは地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による有権者の50分の1の告示(告示第29号)の写し、6ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定に基づく有権者の3分の1の告示(告示第30号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第36号『平成25年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第36号『平成25年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第37号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第38号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題いたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

議案第37号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性1人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料9ページ、議案第38号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が9人、女性が5人の計14人で、それぞれ登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第37号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第38号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明と

させていただきます。

- 委員長  
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員  
特にありません。
- 委員長  
特にないようですので、議案第 37 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第 38 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 39 号『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局  
それでは、議案の説明をさせていただきます。  
資料の21ページをお開きください。  
議案第39号『裁判員候補者予定者の選定について』、御説明いたします。  
22ページをお願いいたします。  
東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者の割当人数といたしまして通知書の写しのとおり315人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。この通知書に基づき、裁判員候補者名簿に本籍を付して送付するために、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。  
『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』第21条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定になっております。  
西東京市においては、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』という専用の選任システムをインストールした専用パソコンにより実行することといたします。本日選任する裁判員候補者予定者は、9月2日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定時登録）のデータを基にしております。  
以上で、議案第 39 号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。御承認をいただけましたら、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押しただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。
- 委員長  
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 委員  
なし。
- 委員長  
特にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。
- 事務局  
それでは、これより裁判員候補者予定者の選定を行いたいと思います。よろしくお願いたします。

\*\*\*\*\* 委員長に選定システムの実行キーを押していただく \*\*\*\*\*

○ 事務局

以上で、裁判員候補者予定者の選定を終わります。なお、選定したデータについては、早速裁判所へ送付いたします。

○ 委員長

選定が終わりました。議案第 39 号『裁判員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

次に、議案第 40 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の23ページをお開きください。

議案第40号『検察審査員候補者予定者の選定について』、御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

東京都立川検察審査会事務局から西東京市に対する検察審査員候補者の割当人数といたしまして通知の写しにございますとおり第1郡が5人、第2郡が5人、第3郡が4人、第4郡が5人の計19人が割り当てられております。本日は、この通知書に基づき候補者予定者を選定いただくこととなります。『検察審査会法』第10条において、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、それぞれ第1郡から第4郡までに属すべき検察審査員候補者の予定者をくじで選定しなければならないと規定されております。

また、市町村の選挙管理委員会は、選定した候補者について選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければなりません。

この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定となっておりますので、本日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、9月2日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第1郡から第4郡の合計員数19人を1回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することとなります。なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用することとなります。

また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割り当て員数に応じて第1郡から第4郡までの候補者とみなすこととなります。

以上で、議案第40号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

なし。

○ 委員長

特にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

○ 事務局

それでは、これより裁判員候補者予定者選出と同様、委員長にパソコンの実行キーを押していただきたいと思います。

\*\*\*\*\* 委員長による選定システムの実行キーの操作 \*\*\*\*\*

○ 事務局

以上で、検察審査員候補者予定者の選定を終わります。なお、本制度については、裁判や審査会の公正さやその信頼を確保するとともに、評議等で裁判員や裁判官、検察官等が自由な意見を述べられるように守秘義務が課せられています。念のため申し添えます。

○ 委員長

選定が終わりました。議案第40号『検察審査員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

市民の方から投票区の見直しに関して意見がありました。5月に柳橋出張所から選管に電話し、都議会議員選挙、参議院選挙の際には投票所でも意見を言ったそうですが、私どもには対応した形跡がありませんでした。危機管理室の説明会の際に再度お話があり、先日資料のような回答文を送りました。

柳橋保育園の投票所から田無第四中に変わって不便を感じている、URの団地には高齢者が多くなぜ柳橋保育園をなくしたのか、選挙をしたいのに行けなくしているのは市民を不公平に扱っているということでした。見直しの趣旨を説明しましたが、納得はしていただけませんでした。見直して減らされた旧柳橋保育園の住民の投票率を出して説明しろと言われましたが、それはできないと伝えました。今回連絡が遅れたのは事務局内の情報連絡ができていないことなのでそのことは今後十分注意し努力する旨を話しました。また、今回の意見は委員会で報告することを伝えていきます。

市議会ですが、8月30日から平成25年第3回定例会が始まりました。会期は、決算特別委員会も含めまして、9月30日まででございます。

選挙管理委員会関連の一般質問は、ありませんでした。

また、資料のような陳情が提出されております。

市民の方から情報公開請求がなされ、不開示と決定いたしました。不服申立てがなされましたので、資料のような内容で情報公開審査会に諮問することとなります。

小学校の統廃合で泉小学校が平成26年度限りで、27年度から住吉小学校に統合される予定です。現在、泉小学校が投票所となっておりますので、泉小学校の財産の処分によっては投票所の変更を検討する必要があるかと思われます。

報告は以上です。

○ 事務局

次回開催は、10月8日10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他にはないようですので本日の第13回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後4時55分 終了

以上